

登記所備付地図整備事業の推進

現状と実績

- 法務局においては、都市部のうち、現況が公図と大きく異なる地域（660km²）について登記所備付地図作成作業を実施する必要あり
- しかし、現状では、平成26年度着手分で111km²が完了するに止まる

政府方針等

- 平成15年6月「民活と各省連携による地籍整備の方針」
全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進
- 平成26年6月「経済財政運営と改革の基本方針2014」
都市部の地籍整備を推進
- 平成26年6月「日本再興戦略・改訂2014」
登記所備付地図作成作業の推進

問題点

【全国共通の問題点】

全国の都市部においては、精度の高い地図（登記所備付地図）の整備が不十分であり、不動産の流動化及び公共事業の円滑な実施が妨げられている。

【大都市における問題点】

大都市においては、権利関係が複雑であり、地権者の理解が得られにくく、地図の整備が進んでいない。

【被災地における問題点】

東日本大震災の被災地（宮城県、福島県及び岩手県）においては、地図の未整備によって、復旧・復興が妨げられているため地方自治体から地図整備を強く要望されている。

対応策

日本再興戦略等の下での我が国経済の再生及び震災復興のため、次のとおり登記所備付地図整備事業を推進

ア 登記所備付地図作成作業（従来型作業）

現在の計画に引き続き、登記所備付地図作成作業第2次10か年計画（27'～36'着手分）を策定（**合計200km²**）

イ 大都市における地図混乱地域対策事業（大都市型作業）

地図の整備が特に困難な大都市について、地図混乱地域対策事業10か年計画（27'～36'着手分）を策定（**合計30km²**）

ウ 被災地における復興型登記所備付地図作成作業（復興型作業）

東日本大震災の被災地において、復興型登記所備付地図作成作業3か年計画（27'～29'着手分）を策定（**合計9km²**）

効果

【全国共通の効果】

- 土地取引の活性化
- 道路拡張工事等の公共事業の円滑化

【大都市における効果】

- オリンピック・パラリンピック東京大会の開催及びその先の我が国経済成長の一層の促進
- 大規模商業・産業施設や公共インフラの整備促進

【被災地における効果】

- 被災地における復旧・復興の加速化

